

Ⅱ 区の防災体制の充実・強化に向けて

3 持続可能な職員体制の構築

課題 1 災害対策本部編成員の参集状況の把握方法及び交代体制の検討

課題 2 中・長期にわたった場合の避難所運営にかかる人員体制のあり方

ワーキンググループ（１）受援体制・職員体制班

【部会員】

総務課、職員課、危機管理課、施設管理課、会計管理室、選挙管理委員会事務局、防災課

開催経緯

第1回（平成29年5月8日）

- （１） 検討課題について

第2回（平成29年6月12日）

- （１） 受援要請を行う時期について
- （２） 受援要請業務について
- （３） 各業務の要請人数について

第3回（平成29年7月10日）

- （１） 文京区災害時受援計画（たたき台）について
- （２） 応援職員への便宜供与の内容について
- （３） 区職員の執務環境などについて

第4回（平成29年9月11日）

- （１） 区の受援体制について
- （２） 専門セクションの設置について
- （３） 職員のメンタルヘルスケアについて

第5回（平成29年10月11日）

- （１） 職員の勤務ローテーションについて
- （２） 帰宅ルールの方向性について

第6回（平成29年11月13日）

- （１） 臨時災害対策本部における勤務ローテーションについて
- （２） 地域活動センター班の勤務ローテーションについて
- （３） 参集状況の効率的な把握方法について
- （４） 検討結果のまとめについて

課題1 災害対策本部編成員の参集状況の把握方法及び交代体制の検討

《対策方針》

熊本地震において、被災自治体職員は自らが被災者である上に、長期にわたって不
休での災害対応に従事しているケースが多く、職員の心身への過大な負担が課題とし
て浮かび上がった。

そこで、長期にわたる災害対応を安定的に行うため、職員の勤務ローテーションや心
身の健康維持のために必要な支援体制を整備し、持続可能な職員体制を構築する。

《主な対策》

(1) 職員の勤務ローテーションの整備

① 災害対策本部（勤務時間内の体制）における勤務ローテーション

ア シビックセンター勤務職員

発災2日目から3交代制の勤務ローテーションを組むことにより、24時間の災害対
応を行うとともに、常に全体の1/3の人員が休憩を取ることのできる体制を整備する。
休憩時間を必ず確保することを原則とし、業務の引き継ぎが行えるよう重なる時間を
設ける。【図・表3-1を参照】

災对各部によって、より効率的なローテーションの組み方がある場合も考えられる
ため、柔軟に対応する。また、他自治体から十分な応援職員が確保できる場合や帰宅
可能な状況の場合には、ローテーション方法や時間等を変更する。

<図・表3-1 3交代制による勤務ローテーション（時間等は例示）>

班	0:00			8:00	8:30			16:00		16:30			0:30
A													
B													
C													

網掛：勤務時間（適宜休憩する） 白地：休憩時間

イ 避難所運営班・地域活動センター一班職員

「課題2 中・長期にわたった場合の避難所運営にかかる人員体制のあり方 (P.17)」
を参照。

II 区の防災体制の充実・強化に向けて
3 持続可能な職員体制の構築

② 臨時災害対策本部（勤務時間外の体制）における勤務ローテーション

ア シビックセンター勤務職員

発災後 3 時間までに 509 名の職員(D)が参集可能となるため、臨時災害対策本部(A+B)を組織し、災害対応を実施する。発災後 24 時間以内に 573 名の職員(E)が参集可能となるため、参集した職員は、臨時災害対策本部編成員とともに、以後、発災後 72 時間までは、2 交代制によるローテーション体制を整備する。このとき、災害対策本部への移行を見据えての人員配置を行う。

発災後 72 時間以内に 407 名の職員(F)が参集可能となり、災害対策本部(C)を組織するに足りる人員が確保できるため、災害対策本部に移行し、以後、勤務時間内の 3 交代制によるローテーション体制を整備する。ただし、災害対策本部への移行は災害状況や職員の参集状況により 72 時間を待たずに移行することも可能である。(() 内のアルファベットは下表と対応) 【図・表 3-1, 3-2 を参照】

<図・表 3-2 時間別参集可能職員数一覧>

項目	体制及び参集時間		人数
体制	A	臨時災害対策本部編成員（シビックセンター）	104 名
	B	臨時災害対策本部編成員（避難所・地活活動センター）	414 名
	C	災害対策本部編成員（応援職員を含む）	1,244 名
参集時間 ※	D	参集可能職員（3 時間以内）	509 名
	E	参集可能職員（3 時間超～24 時間以内）	573 名
	F	参集可能職員（24 時間超～72 時間以内）	407 名

※ 文京区事業継続計画（震災編）に基づく調査による（平成 29 年 9 月実施）。

【WG の意見】

- ・臨時災害対策本部から災害対策本部への移行を最優先に考える必要があり、どの程度の参集で移行するという基準を設ける必要がある。

イ 避難所運営班・地域活動センター班職員

「課題 2 中・長期にわたった場合の避難所運営にかかる人員体制のあり方 (P. 17)」を参照。

(2) 初動期の帰宅ルールの方向性の整理

初動期の帰宅ルールについて、職員の帰宅開始を決定するうえで配慮すべき事項を事前に整理する。

<考慮する項目>

- ・本人の健康状態
- ・家族に小さな子ども、高齢者、障害者等がいる職員の取り扱い
- ・一度に帰宅できる人数の制限
- ・帰宅途中の二次災害の可能性

【WG の意見】

- ・ 区職員の中にも疾患を抱えているが届け出ていない人もいるので意思表示できるような配慮が必要になる。

(3) 職員の就寝スペース等の確保

① 就寝スペース

発災後概ね3日目までの職員の就寝スペースについては、各職場や自身のデスク回り等を基本とする。女性用として、職員休憩室や職員図書室等の利用を検討する。

② 寝具等の確保

災害対策本部編成員及び臨時災害対策本部編成員に対しては、非常用防災ブランケットを配付しているが、職員の就寝環境の向上のために上記ブランケットに加えて、新たに寝袋を用意する。

【WG の意見】

- ・ 就寝スペースについては、女性職員に対する配慮が必要となる。
- ・ 寝具を保管する場所が必要となる。

(4) 職員の相談体制の整備

① 相談体制の整備に必要な人材及び施設

職員の相談体制を整備する上で必要となる人材及び施設の要件については、以下のとおりである。

＜人材及び施設の要件＞

- (人材) 精神科医、臨床心理士、保健師等
- (施設) プライバシーの確保できる環境

人材の確保について、区職員内にも有資格者は在籍するが、災対業務等への対応が必要であることから都への要請など広域的な対応を検討する。また、施設については、職員保健室などを候補に検討する。

② 職員のメンタルヘルスケア

熊本県において実施した取り組みを参考にして、実施について検討することとする。

【参考資料 3-1 を参照】

＜参考資料 3-1 熊本県におけるメンタルヘルスケアへの取組＞

① セルフケアを促すリーフレットの配布

職員自身が自分のストレスに気づくためのストレスチェックや対処方法を紹介（平成28年4月28日（概ね発災後2週間）から6回実施*）。また、自分のストレスに気づくための張り紙を、トイレに掲出した。これらの取組みにより、健康サポートセンターへの相談者が増加するなど、「気づき」につなげることができた。

- II 区の防災体制の充実・強化に向けて
- 3 持続可能な職員体制の構築

② ヘルスチェックの実施

地震発生後1か月後にヘルスチェックを実施し、職員の健康状態の把握と地震による心身への影響の把握を行った。その結果、地震により心身に何らかの影響が認められる職員は、高ストレスの割合が高いことが判明したため、地震の影響が認められる職員に体調確認を促すメールを送信した。

(出典) 熊本県『熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書』P. 387

【WGの意見】

- ・相談体制に必要な人材は、都に対して要請するなど広域的な対応が必要となる。

(5) 災害対策本部編成員の参集状況の把握方法

災害対策本部編成員の参集状況の把握については、現状では参集後に災害情報システムへの入力又は職員動員名簿(Excelファイル)への入力により集計することとしている。勤務時間外に発災した場合には、参集の可否を把握するためにメール配信システム等の導入について、今後検討する。

【WGの意見】

- ・勤務時間外については、臨時災対本部編成員以外の職員がどの程度参集したのか把握することが交代要員を派遣する上で重要になるため、参集状況の把握方法を整備する必要がある。

《今後の取り組み》

職員の相談体制やメンタルヘルスケアについて、熊本地震における取組を参考にその実施について関係各課と検討する。また、勤務時間外に発災した場合の参集状況の把握方法について引き続き検討する。

課題2 中・長期にわたった場合の避難所運営にかかる人員体制のあり方

《対策方針》

熊本地震において、視察した熊本市内の避難所では長期的な避難所運営を行うため、職員が毎日交代で避難所運営を行っていた。また、夜間の避難所運営について、看護師の24時間常駐や警備員の配置などそれぞれの避難所によって多様な夜間体制をとっていた。

そこで、避難所運営班職員の勤務ローテーション及び夜間の避難所運営体制を整備することで、持続可能な職員体制を構築する。

また、地域活動センター班についても避難所運営班に準じた勤務ローテーションとする。

《主な対策》

(1) 避難所運営班・地域活動センター班職員の勤務ローテーション

① 勤務時間内

発災2日目から2交代制の勤務ローテーションを組むことにより、夜間の避難所対応を行うとともに、常に休憩を取ることのできる体制を整備する。各避難所及び地域活動センターでは最大で4名×2班の職員体制をとっているため、2班によるローテーションを組むこととし、職員が不足する場合には、応援職員で対応する。また、他自治体から十分な応援職員が確保できる場合には、班を増やす等体制を変更する。【図・表3-3を参照】

休憩時間を必ず確保することを原則とし、業務の引き継ぎが行えるよう重なる時間を設ける。休憩時間については、シビックセンターまでの移動時間や業務負担を勘案して時間設定する。

＜図・表3-3 2交代制による勤務ローテーション（時間等は例示）＞

班	0:00			12:00		12:30			0:30
1班					引き継ぎ				
2班									

網掛：勤務時間（適宜休憩する） 白地：休憩時間

② 勤務時間外

発災後3時間までに509名の職員(C)が参集可能であるため、臨時災害対策本部(A+B)を組織し、うち414名を臨時避難所開設班・地域活動センター班職員(B)として避難所運営等を実施する。発災後24時間以内に573名の職員(E)が参集可能となるため、参集した職員は、臨時避難所開設班とともに、以後、発災後72時間までは、2交代制

II 区の防災体制の充実・強化に向けて
3 持続可能な職員体制の構築

によるローテーションの体制を整備する。このとき、なるべく災害対策本部の避難所運営部に指定されている職員を交代要員として動員する。

発災後 72 時間以内に 407 名の職員(F)が参集可能となり、災害対策本部(C)を組織するに足りる人員が確保できるため、災害対策本部に移行し、以後、勤務時間内の 2 交代制によるローテーションに移行する。ただし、災害対策本部への移行は災害状況や職員の参集状況により 72 時間を待たずに移行する可能性もある。()内のアルファベットは右表と対応)【図・表 3-2, 3-3 を参照】

【WG の意見】

- ・臨時災対から災対本部に移行するにあたり、避難所運営職員がしっかりと引き継ぎ等を行った上で、各災対部に移行する仕組みが必要である。

(2) 夜間の避難所運営体制

夜間の避難所運営について、本部との情報連絡を行うために避難所運営班職員による夜間対応を実施する。また、夜間の警備面については、避難所運営本部⁴を中心とした対応とする。

【WG の意見】

- ・避難所の夜間体制について、施設内の警備面については避難所運営本部との連携を図るとともに、災害対策本部との連絡について区職員が担うという役割分担が必要である。

《今後の取り組み》

夜間における体制について、避難所運営本部による対応方法の検討を行う。

⁴ 震度 5 強以上の地震が発生した場合に各避難所に設置される避難所の運営・管理主体であり、避難所運営協議会委員を中心に組織され、同協議会会長を本部長とする。